

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年11月28日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3278号及び第3279号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3278号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3279号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「2022年4月以降 2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会に関する以下の文書。A 博覧会協会との送受信メール B 議事録および協議会で配布された文書 C 協議会出席者の作成した文書、例えば復命書」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3278号】

(2) 「(1)こども家庭相談票（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3分） (2)ケース記録（特定年月日4から特定年月日5まで）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3279号】

2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	実施機関
3278	令和5年11月29日	令和6年2月1日	令和6年4月30日	令和6年5月30日	市長
3279	令和6年5月1日	令和6年5月29日	令和6年6月3日	令和6年6月26日	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3278	「2022年4月以降 2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会に関する以下の文書。A 博覧会協会との送受信メール B 議事録および協議会で配布された文書 C 協議会出席者の作成した文書、例えば復命書」（以下「本件審査請求」）	不開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 （平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第5号柱書に該当 ・議事録及び協議会で配布された文書 (輸送対策協議会は、非公開とすることが	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
	「求文書」という。)	<p>構成員間で確認されており、公にされた場合、構成員が情報の提供を行わなくなる等、本市と協議会との信頼関係に支障が生じるとともに、未成熟な行政運営情報を公にすることにより、国際園芸博覧会事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>不存在</p> <p>・博覧会協会との送受信メール</p> <p>(送受信メール数の多さにより、定期的にメールを削除しており、該当メールが不存在のため)</p> <p>・協議会出席者の作成した文書</p> <p>(輸送対策協議会に係る文書は作成しておらず、不存在のため)</p>	
3279	「(1)こども家庭相談票（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3分）（2）ケース記録（特定年月日4から特定年月日5まで）」 (以下「本件保有個人情報」という。)	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号に該当</p> <p>・請求者以外の個人の氏名</p> <p>(開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>法第78条第1項第7号柱書に該当</p> <p>・請求者以外の第三者との相談内容、区役所内の対応協議内容</p> <p>(区としての所見や方針、関係機関の意見などを開示することにより、これまでの支援関係が保てなくなることや必要な支援を講事することが困難になるなど、今後の相談支援業務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため)</p>	開示範囲を 拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3278	<p>《2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会（以下「協議会」という。）について》</p> <p>公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）は、2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会の創造に寄与することを目的として設立された団体である。協議会は、協会が設置した組織であり、来場者の円滑かつ安全な輸送の計画策定に向け、関係する行政機関及び関係団体の意見や知見を踏まえ、来場者輸送の具体的な対策の協議及</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>び調整を行うことを目的としている。</p> <p>協議会の構成員は、国土交通省、神奈川県及び横浜市（以下「行政機関等」という。）の職員、鉄道事業者等の担当者並びに協会の担当者である。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、別表1に掲げる文書であり、文書1は協会と実施機関の職員との間で送受信された電子メール、文書2から文書5までは第1回から第4回までの協議会の会議の議事録、文書6から文書34までは第1回から第4回までの協議会の会議の配布資料、文書35は協議会への出席を目的とした出張が終了した際に職員が作成する復命書である。</p> <p>このうち、審査請求人は文書1から文書34までの開示を求めていると解されるため、文書1の不存在及び文書2から文書34までの条例第7条第2項第5号柱書の該当性について、以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち文書1を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 文書1は、実施機関の職員1名が代表して送受信していた。</p> <p>(イ) 文書1は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項に基づき制定する行政文書分類表（共通）に例示されている「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に当たることから、保存期間は1年未満である。当該職員は1日に200通から300通程度の電子メールを受信していたため、パソコンのハードディスクの空き容量が圧迫されること等を考慮し、保存期間が1年未満の電子メールについては、必要な添付文書を保存した上で、毎月1日頃の週頭に定期的に削除していた。審査請求人は、開示請求書が提出された時点では、第4回の協議会の会議に関する電子メールが存在したはずであると主張しているが、当該電子メールは令和5年12月1日の週頭である同年11月27日に削除していた。そのため、文書1は、本件開示請求時点において既に削除しており、保有していない。</p> <p>(ウ) 文書1には、文書2から文書34までが添付されていたものがあり、これらの文書は電子メールを削除する前に保存している。</p> <p>(エ) 削除した電子メールを復元することはできず、バックアップデータも存在しない。</p> <p>イ 当審査会において「令和4年度行政文書分類表（共通）」及び「令和5年度行政文書分類表（共通）」を確認したところ、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」の保存期間が1年未満であることが認められた。また、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うことが、規則に定められている。</p> <p>実施機関の説明によると当該職員は毎日大量の電子メールを送受信していたことであり、パソコンのハードディスクの空き容量等を考慮し、必要な添付文書を保存した上で「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に当たる電子メールを定期的に削除するという対応は、理解できるものである。</p> <p>一方、実施機関の説明する廃棄の時期を証明する証拠はない。また、実施機関の説明によれば、令和5年11月27日から開示請求日までの2日間にも相当程度の数の電子メールを送受信していると考えられるところ、文書1に該当する電子メールが1通もないという点にはなお疑問の余地がある。しかし、当審査会で、削除された電子メールの履歴を確認することは技術的に困難であり、実施機関の説明を覆すべき事情も見いだせないことから、これを是認せざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関が、文書1を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるといえる。</p> <p>《条例第7条第2項第5号柱書の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち文書2から文書34までを条例第7条第2項第5号柱書に該当し不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書のうち文書2から文書34までを見分した上で、以下検討する。</p> <p>イ 不開示とした理由について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 配布資料は協会が作成したものだが、行政機関等が管理する道路の交通量や道路施設</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>の情報など、行政機関等が提供したデータを活用して作成されたものも含まれている。本来公開されていないこれらの情報が公になると、道路が混雑する時間帯や交通の滞留地点が明確になり、これを避けるため自動車等が生活道路に流入することなどにより、事故の発生を誘発するおそれがある。また、道路上又は道路沿いにある重要な道路管理施設の位置、通信経路等が公になると、これらを標的とした破壊、妨害等の行為が行われるおそれがある。このような事態が生じた場合、道路を管理する行政機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(イ) 博覧会の開催に当たって、来場者がどの方面から来ることが予測され、又はどの地点が混雑する可能性があるかといった情報については、本来ならば、このような情報の分析結果を踏まえ、その対応策を示した上で近隣地域の住民、主要道路の利用者等に説明を行う必要がある。しかし、その段階に至る前に一部の情報のみが公になると、近隣地域の住民等の不安を招き、予期せぬ混乱が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(ウ) 協議会の議事及び会議内容を開示していないことから、どのような資料を会議で使用したかということも公になっていないため、議事録及び配布資料の全てを不開示とした。</p> <p>ウ 文書2から文書5までは、第1回から第4回までの協議会の会議の議事録であり、会議の日時、場所、出席者及び議題、検討中の来場者輸送に関する情報、構成員の発言内容等が記載されている。</p> <p>このうち、検討中の来場者輸送に関する情報、構成員の発言内容等については、検討段階の情報であり、一部の情報のみが公になると、近隣地域の住民等の不安を招き、予期せぬ混乱が生じ、関連する道路等を管理する行政機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。</p> <p>しかし、別表2に掲げる部分については、会議の概要に関する情報であり、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>エ 文書6、文書14、文書19及び文書26は、第1回から第4回までの協議会の会議の議事次第であり、会議の名称、日時、場所、議事の項目及び配布資料が記載されている。</p> <p>これらの文書は会議の概要を記載したものにすぎず、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>オ 文書7、文書15、文書20、文書27及び文書28は、第1回から第4回までの協議会の構成員の名簿又は名簿の別紙であり、構成員の所属等、氏名、会議への出欠状況等が記載されている。</p> <p>このうち別表2に掲げる部分は、協議会の構成員の所属する法人名及び役職名、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の氏名、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の代理出席者の氏名及び役職名、会議への出席の有無等を記載したものにすぎず、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>その余の部分には、協議会の構成員(行政機関等の職員を除く。)の氏名並びに代理出席者(行政機関等の職員を除く。)の氏名及び役職名が記載されている。実施機関はこれらの情報についても本号柱書に該当すると主張するが、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって、本号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p> <p>カ 文書8、文書16、文書21及び文書29は、第1回から第4回までの協議会の会議の席次表であり、出席者等の所属する法人名、氏名又は氏及び役職名、会場のレイアウト等が記載されている。</p> <p>このうち別表2に掲げる部分は、協議会の構成員の所属する法人名及び役職名、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の氏名又は氏、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の代理出席者の氏名又は氏及び役職名、会場のレイアウト等を記載したものにすぎず、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえない</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>め、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>その余の部分には、協議会の構成員（行政機関等の職員を除く。）の氏名又は氏、オブザーバーとして参加している者の氏、代理出席者（行政機関等の職員を除く。）の氏名又は氏及び役職名、協会の職員（交通対策室長を除く。）の氏名及び役職名等が記載されている。実施機関はこれらの情報についても本号柱書に該当すると主張するが、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって、本号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。</p> <p>キ 文書9から文書13まで、文書17、文書18、文書22から文書25まで及び文書30から文書34までは、第1回から第4回までの協議会の会議の配布資料であり、行政機関等が提供した情報等に基づき、協会が作成し、協議会の会議において説明資料として使用されたものである。</p> <p>配布資料には、博覧会の開催地周辺の交通インフラに関する情報、博覧会開催時に想定される開催地周辺の混雑状況に関する情報、検討中の来場者の輸送方法等が具体的に記載されている。</p> <p>これらの情報は、行政機関等が提供した公表されていない情報、当該情報を基に検討した来場者の輸送方法に関する情報等であり、協議会の会議が原則として非公開で行われ、会議で使用した資料は公表しないという協議会の規約に基づき、公にしないことを前提に提供され、又は作成されたものである。来場者の輸送に関する計画を策定するために提供され、又は作成されたこれらの情報が、計画を策定する前に公になると、近隣地域の住民等の不安を招き、予期せぬ混乱が生じ、関連する道路等を管理する行政機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。</p> <p>しかし、別表2に掲げる部分については、会議又は資料の概要に関する情報、開示請求日時点で既に公表されていた資料等であり、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3279	<p>《こども家庭相談票に係る事務について》</p> <p>横浜市では、原則0歳から18歳までの子ども、妊婦及びその家族などの保健や福祉に関する様々な相談や困りごとに対応・支援することを目的に、「『こども家庭相談』業務マニュアル」に基づき、各区のこども家庭支援課でこども家庭相談を実施している。相談内容と実施した支援内容についてはこども家庭相談票に記録し、また、継続的に支援を実施する必要がある場合にはケース記録を作成している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人からこども家庭相談を受けた際に作成したこども家庭相談票及び継続的な支援のために作成したケース記録である。このうち、審査請求人は個人名を除く部分についてのみ開示を求めていたため、当審査会は、法第78条第1項第7号の該当性について、以下検討する。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、審査請求人以外の第三者との相談内容及び区役所内での対応協議内容には、審査請求人及びその家庭に対するこども家庭支援課の評価、判定及び所見並びに関係機関の意見に当たらない記載が確認された。これらの記載について、実施機関に確認したところ、次のような説明があった。</p> <p>当該記載は、関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容に係る記載であり、いずれも第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供等を受けたものである。これらの情報を開示すれば、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力を得られなくなるおそれがあるほか、関係機関と審査請求人との信頼関係も損なわれ、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、不開示とした。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、本件保有個人情報を見分した上で、次のように判断する。</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>(ア) 不開示部分1には、実施機関と関係機関の日程調整に係る記録が記載されている。これらは、審査請求人の支援業務に必要な手続の日程調整に係る情報にすぎず、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(イ) 不開示部分2には、審査請求人からの情報を共有した関係機関名が記載されている。同日中の記録において、審査請求人からの情報を当該関係機関に共有する旨及び関係機関名が記載されており、その部分は既に開示されていることが認められた。そのため、当該関係機関名を開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(ウ) 不開示部分3には、実施機関が担当者変更の際に挨拶を行った関係機関名が記載されている。当該関係機関は、審査請求人の支援に関する機関であり、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(エ) 不開示部分4には、審査請求人の意向を関係機関に共有した記録及び関係機関のその後の対応の記録が記載されている。同日中の記録において、審査請求人には、意向を当該関係機関に伝えること及び当該関係機関のその後の対応は共有されていることが認められた。そのため、これらの記載を開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(オ) 不開示部分5には、関係機関が審査請求人に電話連絡を行った事実の記録が記載されている。この記載には、電話連絡の内容は記録されていないため、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(カ) 不開示部分6には、関係機関との面談の実施記録が記載されている。当該面談には審査請求人も参加しているため内容については既知の情報であり、また、記録には実施機関の判定・評価に当たる情報も含まれていないため、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(キ) 不開示部分7には、ケース記録用紙の項目名及び区名等が記載されており、その一部には決裁欄又は空欄が含まれている。これらは、様式の定型的な記載、事務手続上の決裁欄の記載及び空欄であるため、開示することにより、審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>(ク) その他の不開示部分については、関係機関との相談内容及び区役所内での対応協議内容又は関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容である。これらの情報は、審査請求人及びその家庭に対する評価、判定及び所見、関係機関の意見等が記録されたもの又は第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供等を受け記録されたものであるため、開示することにより、今後の審査請求人及びその家庭に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 別表及び答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881